

介護保険制度の改正

☎介護保険課 (235)4952

介護保険制度は、40歳以上の方が介護保険料を納め、介護が必要になったときに介護保険サービスが利用できる制度で、3年ごとに改正されます。令和3年度の主な改正点をお知らせします。

介護保険料を支払っている方

4月から **65歳以上の介護保険料基準月額が5,180円に**
 65歳以上の介護保険料は、市が3年ごとに見直しを行っています。令和3～5年度の基準月額は、5,180円です。65歳以上の保険料は基準月額をもとに12段階に分けられます。改定後の保険料は、6月中旬に発送する通知書でお知らせします。

介護保険サービスを利用している方

4月から **利用者負担額を変更**
 国の介護報酬改定に伴い、介護保険サービスを利用した時に支払う負担額が変わりました。金額はサービス内容によって異なります。詳細は、利用しているサービス事業所にお問い合わせください。

8月から **「高額介護(予防)サービス費」課税所得約380万円(年収約770万円)以上の方の自己負担額の上限額を引き上げ**
 「高額介護(予防)サービス費」は、1カ月の介護保険サービス費が自己負担額の上限額を超えた場合に支給されます。課税所得約380万円以上の方は、8月から自己負担額の上限額が変わります。
【課税所得約380万円以上約690万円未満の方】月額上限9万3,000円
【課税所得約690万円以上の方】月額上限14万100円

8月から **「特定入所者介護(予防)サービス費」食費の負担限度額を引き上げ**
 「特定入所者介護(予防)サービス費」は、住民税非課税世帯の方などが介護保険施設などを利用する際に、自己負担限度額の上限額を超えた場合に支給されます。8月から、食費の自己負担限度額の上限額が変わり、預貯金などに応じて支給対象外となる場合があります。詳細は、介護保険課へ問い合わせまたは市ホームページをご覧ください。

介護保険は支え合いの制度です

介護保険は40歳以上の方が被保険者となって介護保険料を納め、病気や加齢などで介護が必要になったときに介護保険サービスを利用できる支え合いの制度です。被保険者は年齢によって2種類に分かれ、サービスを利用できる条件もそれぞれ異なります(表1・2)。

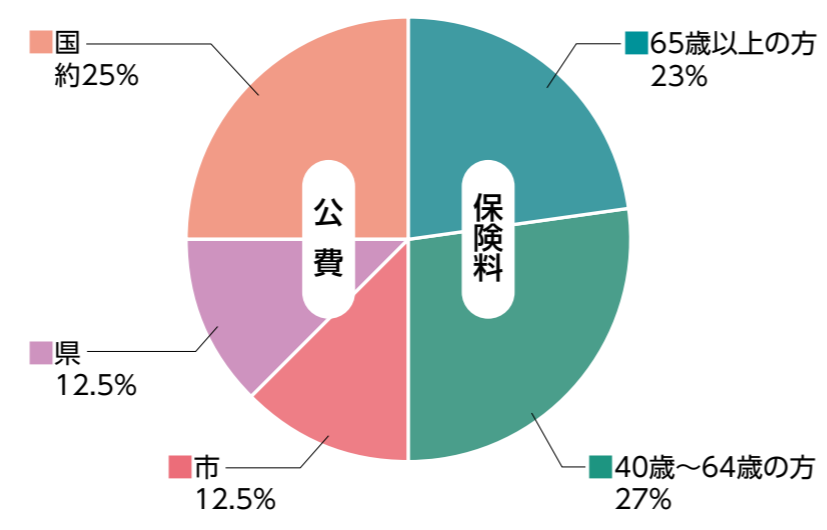
財源の半分は保険料

介護保険サービスを利用したときにかかる費用は、利用者負担分を除き、介護保険料と国・県市の公費で賄われています(円グラフ)。皆さんが納める保険料は、介護保険を運営していくための大切な財源です。

保険料の納付にご協力を

市の高齢化率は約25%で、約4人に1人が高齢者です。介護保険サービス利用者も増加の一途をたどり、介護保険料は見直しのたびに上昇しています。介護が必要となったときに誰もが安心してサービスを利用できるよう、保険料の納付にご協力ください。

[円グラフ] 介護保険の財源 (居宅サービスなどの場合。利用者負担分は除く)



[表1] 第1号被保険者

対象	65歳以上の方
保険料の徴収	65歳になった月から市が徴収
被保険者証	65歳になったら交付
受給要件	要介護(要支援)状態

[表2] 第2号被保険者

対象	40歳～64歳の方
保険料の徴収	40歳になった月から医療保険料(税)とともに徴収
被保険者証	要介護(要支援)状態が認められた場合に交付
受給要件	特定疾病による要介護(要支援)状態

こんなサービスもあります

☎地域包括ケア推進課 (235)4950
 一部有料のものもあります。詳細は、地域包括ケア推進課または地域包括支援センターへ。

配食サービス
 安否確認のため、1人暮らしや高齢者のみの世帯の方へ昼食または夕食を届けます。

緊急通報システム貸与
 1人暮らしの高齢者宅に、緊急通報用システム機器を貸し出し、24時間体制で緊急事態に備えます。

介護用品(おむつ)給付
 自宅で生活している要介護3以上の方に紙おむつなどを給付します。

えびな安心キット・救急安心カードの配布
 医療情報や緊急連絡先などの情報を専用容器で保管できるキットと携帯用カードを配布します。

在宅介護者等リフレッシュ事業
 要介護4または5の方とその方を自宅で介護している方に、食事利用費などの助成券を交付します。



介護保険サービスの申請・相談は地域包括支援センターへ

施設	担当地区など	所在地	電話
海老名東地域包括支援センター	柏ヶ谷・東柏ヶ谷・望地	東柏ヶ谷3-5-1-102	☎(292)1411
海老名北地域包括支援センター	上郷・扇町・上今泉・下今泉・泉・めぐみ町	上今泉4-8-28 (えびな北高齢者施設内)	☎(231)6061
海老名中央地域包括支援センター	勝瀬・中央・国分南・国分北	河原口1519(海老名メディカルサポートクリニック内)	☎(234)2973
さつき町地域包括支援センター	中新田・さつき町・河原口・社家	さつき町41 (海老名市医療センター内)	☎(234)7226
国分寺台地域包括支援センター	大谷・国分寺台・浜田町・大谷南・大谷北	浜田町25-14フジビル1F	☎(233)8881
海老名南地域包括支援センター	中河内・中野・今里・上河内・本郷・門沢橋・杉久保南・杉久保北	杉久保南3-31-6 (えびな南高齢者施設内)	☎(238)7691
海老名市基幹型地域包括支援センター	各地域包括支援センターの統括、総合調整、後方支援など	勝瀬175-1(市役所西棟)	☎(233)0111



パンフレットを配布

制度の仕組みやサービス利用方法などを掲載したパンフレットを介護保険課で配布しています。